

陳述録取書

B41

2004年12月28日

東京地方裁判所民事第49部 御中

弁護士 浅野 史生

同 古川 美

通訳人 坂井 美穂

当職らは、2004年10月30日、同年12月11日、JENNY SYARIF（ジェニー・シャリフ）氏から下記のとおり聴取した。

言記

第1 身上関係	1
第2 スハルト政権下の人権抑圧	2
1 コトパンジャン・ダムの問題に関わった経緯	5
2 スケピーとして取組むこととした経緯	6
3 現地住民の暮らしとダム建設に対する意向	7
4 現地でのダム建設に反対する取組	9
5 来日時の状況について	13
6 帰国後の状況	14
第4 自然環境の問題	15
第5 最後に	15

第1 身上関係

私は、1965年7月3日、ジャカルタから車で3時間くらい離れたところにある西ジャワ州の州都バンドゥンで生まれました。その後、1969年に私たち家族はジャカルタに引っ越しました。私の家族は、現在、姉一人、弟二人がいますが、両親は既に亡くなっています。

私は、1984年、ジャカルタにあるナショナルユニバーシティ大学に進学しました。

私は、環境問題に昔から興味を持っていたので、大学では環境生態学を専攻し、生物科学部に入りました。そして、生物科学部在籍中、熱帯雨林保護運動に関わり、国立公園の調査など環境問題のモニタリング活動を行いました。カリマンタンで熱帯雨林の調査をしたときは、違法に森林を伐採する企業があり、それが住民にかなりの被害を与えていました。遠方から住民を連れてきて強制労働をやらせていたのです。住民が逃げると、捕まえてまた強制労働させていました。私は、この時から環境問題は人権問題と切り離せない問題だと思ようになりました。そして、民主化運動や人権運動にも携わるようになりました。

1989年に大学をやめて、スケピー（SKEPHI インドネシア森林保全ネットワーク）に参加しました。スケピーは環境保護NGOですが、人権問題にも取り組んでいました。スケピーだったら環境保護と人権問題の双方に取り組むことが出来ると思ったからです。他の環境団体は環境問題だけしか取り組んでいませんでした。このようなことから、私は、コトパンジャンダムの問題にも関わるようになりました。

インドネシアでは、1978年に学生運動が各大学を組織化し大きな盛り上がりを見せたことがあります。しかし、学生運動は弾圧を受け、学生は大学で政治活動をすることが出来なくなってしまいました。学生運動をやっていた人々は大学外で運動をするようになりました。1978年当時に学生運動に関わっていた人々がスケピーを作りました。

私は、現在、東ティモール問題に取り組むNGO東ティモール連帯委員会の活動や女性の地位向上のためのNGO活動を行っています。

第2 スハルト政権下の人権抑圧

1 私が熱帯雨林保護運動に関わり始めた当時のインドネシアの政治状況は、スハルトが独裁政治を行っており、自由な言論や集会・結社の自由は何ら保障されておらず、政府を批判する言動をとると身柄拘束をされてしまうような状態でした。私自身、今までの間に、政府批判のデモなどを行ったことにより、軍に2回、警察に2回捕まっています。

私は、このような運動を続けて、正直言って怖い思いをしたことはあります。軍に捕まると拷問をされて殺されるかもしれないかったです。

1989年にジョグジャカルタのガジャマダ大学で会議を行っていた友人が、軍に捕まりました。この友人は何年か投獄されて、軍がその人から情報収集を終えたら警察に引き渡されました。軍に捕まっている最中、電気ショックなどによる拷問を受け、その影響で男性機能を喪失してしまいました。

2 1993年には、スラバヤのマドゥラで、土地開発に反対する農民が軍の発砲されて2人殺されたという事件があり、それに対する抗議行動がジャカルタにある国会で行われ、私も参加しました。これに対し何百人の軍が出動し、抗議行動に対する弾圧がか

けられました。200人ほどいたデモ隊のうち21人が捕まり、私も身柄を拘束されました。このとき、私は、デモで「スハルトは責任をとれ。」と訴え、政府批判をしたのですが、これが、国家非難罪という罪にあたるということで軍に捕まりました。その後、警察に引き渡されましたが、長時間の取り調べを受け、睡眠時間もろくに与えられませんでした。警察に引き渡された後も、いつ何時、再び軍に引き渡されるのではないかと思い、大変な恐怖を感じました。軍に捕まった場合、警察と異なり、平気で拷問が行われたり、何ら法的手続的な保証が与えられませんので、密かに殺される危険もあったからです。軍は、私のことをよく調べているようで、私に関する分厚いファイルがありました。

私が適用された国家非難罪というのは、オランダがインドネシアを占領していたところ、初代大統領スカルノに適用された罪名（植民地支配時代の法律）です。このときは、警察での3週間の取調べの後、弁護士も付き裁判を受けて有罪なって服役しました。身柄拘束期間は1年間でしたが、これは私たちの行動がマスコミなどで取り上げられたりするなど、世間の耳目を集めていますので、政府も下手なことができず、たまたま1年間だけの身柄拘束期間ですんだのです。もっと長期間の身柄拘束を受けることはインドネシアではよくあることでした。

3 私自身、軍に捕まり銃を突きつけられて尋問を受けたり、棒で背中を何回も殴られ、背中がひどく腫れ、2週間くらい仰向けになって寝ることができなかつたことがあります。また、私の友人のなかにも軍に捕まった人が何人もいますが、その後、行方知らずになってしまった人もたくさんいます。私の知っているだけでも、大学をやめた1989年以降毎年何十人の人が戻ってきていません。

最近では、2000年に、アチェの問題に関わっていた法律擁護団体の代表であるのジャパルシディック氏が、軍に誘拐され、2週間後にメダンで死体となって発見されました。死体の損傷の度合いはひどく、拷問が行われたことは明らかでした。彼は、アチェに行く前私の事務所にやって来て、アチェに行くという話をしていました。そのとき、私は、彼に気をつけるようにと言ったのですが、最悪の結果となりました。

4 私は、前述のとおり、1993年に国家非難罪という罪で1年間身柄拘束をされていましたが、身柄解放後、ヨーロッパのいくつかの国でインドネシアの政治状況を話す講師として招待状を受けました。ポルトガルには東チモールの状況を話す講師として招かれました。

1995年、私が、ドイツにいたとき、たまたまスハルトもドイツを訪問しました。その際、東チモールの問題やインドネシアの政治問題に取り組む人たちが大規模なデモをおこないました。スハルトはこれに激怒し、インドネシア人が首謀者であると考え、当時、ドイツにいたインドネシア人3人をリストアップしました。その3人とは、「TEMPO」の記者であるグナワン氏、開発統一党の党員であるスリ・ビンタン氏と私でした。しかし、グナワン氏は当時インドネシアに帰国していたことが判明し、スリビンタン氏と私が首謀者と疑われたのです。スリビンタン氏はその後インドネシアに帰国し

たのですが、帰国後身柄拘束されてしまいました。私もインドネシアに帰国すると身柄拘束をされる可能性が非常に高かったため、母親や友人の助言もあり、インドネシアに帰国を当面見合わせることにしました。

その間に、パスポートの有効期限が来てしまつたので、私は、オランダのインドネシア大使館でパスポートの更新手続きをとりました。このとき、従来のパスポートをインドネシア大使館に預けたのですが、いつまで経っても新しいパスポートが発行されませんでした。何度かインドネシア大使館に抗議したのですが、その後スハルト政権が倒れるまで3年間、パスポート発行されませんでした。当時、友人からはアムネスティを通じて難民申請をした方が良いとのアドバイスも受けました。インドネシア政府が、海外で反政府活動を行う自国民の行動を制限するために、このようにパスポートを事実上取り上げてしまうことはよくやられていたことです。この間、私は、銀行口座も開設することができず、とても不自由な暮らしを強いられました。

5 スハルト政権下では、国民として基本的な権利はありませんでした。たとえば、読んではいけない本（政府批判をする作家であるプランディア・アンタウールの著作、インドネシアの政治経済を分析した本、マルクスエンゲルスなどの本、パプアやティモールに関係する本など）があり、また、チェゲバラのバッジを付けているだけでも駄目でした。私は、チェゲバラの小さなネックレスを持っていましたが、捕まると思い、捨ててしまいました。さらに、例えばタイム誌やニュースウィークでさえも、スハルト政権を批判する記事が載っただけでも駄目でした。東チモールの問題に関わっている友人がいましたが、彼は9年間投獄されました。このように、スハルト政権下では、表現の自由が全くなく、意見表明もできません。そして、結社をするためには政府に届け出・審査を受けなければならず、結社の自由もありません。これに抗議すると身柄拘束を受け、投獄されるのです。まさに、スハルト政権下では住民は恐怖におびえ暮らしていました。

6 一方で、スハルト政権下では土地開発の名の下に様々な事業が進められ、住民が苦しんでいました。例えば住民の農地が奪われてゴルフ場等に造成させられた（売買ではなく、ただ単に奪われたのです）。そして、そのゴルフ場などは富裕階級（スハルトの親族や関係者）などが利用していたのです。そして、スハルト政府は企業に対して、自由に森林伐採を行ってよい旨許可を与え、熱帯林の破壊が急速に進みました、その伐採された森林は日本に輸出されているのです。このようにインドネシア国内では至る所で開発がなされていましたが、一番有名なのがクドゥン・オンボ・ダムの件です。クドゥン・オンボ・ダムは、コトパンジャン・ダムより規模は小さいのですが、600ヘクタールの土地が沈められ、約30000人の住民が移転させられたのです。このクドゥン・オンボ・ダムの開発資金も日本の援助によるのですが、インドネシアにおける事件として大きく歴史に名を残しています。これをきっかけとして学生運動が高揚しました。

スハルト政権は、このような開発により被害を受けた住民のことを「開発英雄」と呼

んでいますが、住民からすると開発による犠牲者に他なりません。住民にとっては「開発」とは嫌気がさす言葉であり、「開発」とは住民を窮地に追いやるものでしかありませんでした。また、スハルト政権下では、開発推進派ではないと基本的に知事にはなれず、選挙などは何ら意味はありませんでした。一方で、日本政府はこのようなスハルト政権による開発のための資金を提供していましたが、日本政府は、スハルト政権と結託して、開発ビジネスを行っていたといわざるを得ません。

第3 コトパンジャンダムについて

1 コトパンジャン・ダムの問題に関わった経緯

(1) 私が、初めてコトパンジャン・ダム建設の話を聞いたのは1990年8月のことです。インドネシアを訪問中の鷲見一夫教授はじめとする日本人の訪問団が、スケピーの事務所を訪れ、スマトラ島コトパンジャンでのダム建設について何か情報があるか尋ねられました。しかし、当時、私たちはそのダムについての情報を持っていました。開発に関する情報はトップシークレットであり、私たちがこうした情報を得ることはほとんど不可能でした。私は、コトパンジャン・ダム建設の話を聞いて非常に驚きました。私は、クドゥン・オンボの件があったにもかからわらず、これよりも大きいダム開発をやるのかと思ったからです。

当時、私達は、クドゥン・オンボ・ダムの問題に取り組んでいました。

クドゥン・オンボ・ダムは、日本輸出入銀行と世界銀行の出資によるダムでした。日本からの資金援助は6300万米ドルでした。全く考えられないほど低い補償金で住民を追い出してのダム建設であり、悲惨な運命を強いられた住民達の支援運動、特に学生運動が大きく高まりました。この学生運動は、その後のスハルト退陣運動の闘いへつながるものとなりました。

コトパンジャン・ダム建設設計画は、クドゥン・オンボ・ダムと比較して、大きさが2倍、想定されていた発電量は6倍にもなるものでした。しかも100%日本の出資によるものであり、どうしてこんなダム建設設計画が出てきたのか、全く驚くべきことでした。

当時、住民らは、ダム建設についてほとんど何も知らされていませんでした。

(2) ところで、私の母はブキティンギ出身なので、私は、ここら辺の地域は、ふるさとであるとの認識を持っておりました。私の母親はブキティンギでタナウラヤットを持っておりました。そして、私の父親はパダンパンジャン出身で、親戚もブキティンギです。私の両親は、ミナンカバウ人で、私の母親はミナンカバウ族のスク・ジャンバ(チャニアゴ族から発生した)出身で、私の父親はスク・コト(ピリアン族から発生した)の出身です。このチャニアゴ族、ピリアン族がミナンカバウでは二大氏族であり、古くからあり、ここからいろいろな氏族が発生しているのです。現在、私の母親はもうすでになくなっていますので、私も母親からタナウラヤットを相続しました。

私の相続したタナウラヤットは水田になっています。ちなみにミナンカバウは西スマトラでは500万人から600万人くらいおり、他の地に引っ越した人も含めれば1000万人から1200万人くらいだと思います。

(3) 私は、1990年8月に鷺見教授からコトパンジャン・ダム建設の話を聞いて、大変驚いたのですが、多くの住民が移転させられる、それで生活も苦しめられる、熱帯雨林・水田・畑が沈んでしまうと思いました。

早速、私は鷺見教授・浅野健一氏・堂元国会議員と調査のために現地入りをしました。私たちは、国道沿いの村々を回りました。タンジュンバリッドから国道沿いに行ってムアラマハット、プロウガダンの各村を回りました。

私は、現地の住民に対して「ダムがたてられるのはご存じですか」と聞いたところ、その現地の人は「ああ、聞いたことある。聞いたことある。」と答えましたが、詳しいことになると「実際にどうなるのかは分からぬ。」ということでした。しかし、多くの人はダム建設について、恐怖感を持っていました。当時、コトパンジャン地域には、どこにでも軍隊がいて、国道沿いの喫茶店等に常駐し、住民の動きを監視し、情報を収集していました。

2 スケピーとして取組むこととした経緯

(1) 私は、ジャカルタ戻って、スケピーで話し合って、コトパンジャンダム建設問題に取り組むことを決定しました。

その後、以前、ヨガジャカルタ学生フォーラムに参加していたイマン氏がこの地域の田舎に帰って小さいNGO（タラタック協会）を設立したことを聞いたので、私は、パヤクンブまでイマンさんに会いに行き、コトパンダム問題に共に取り組もうということになりました。

そして、コトパンジャンダムに関する新聞記事等を集め、情報を収集しました。私は、1991年3月に、西スマトラで発行されているシンガラン紙に3条件のことが報道された記事や雑誌のプロスペクト誌においてOECFの小田氏がコトパンジャンダム建設の際に3条件が附されていることを語っている記事を読んで、コトパンジャンダム建設の際に3条件が付されていることを知ったのです。

(2) 1991年4月末から5月中旬にかけ、私とイマンさん、ロニーさんとで現地調査を行いました。ロニーさんはイマンさん設立したNGO（タラタック協会）のメンバーです。タラタック協会は、その後ワルヒの構成組織となっています。

このときは、屋敷地の調査、ムアラタスク寺院の観光などと口実をつけて調査に行きました。コトパンジャン地域には、制服・私服を問わず、軍人がうろうろしていましたので、このような口実をつけずに、コトパンジャンダム建設問題に関する調査をすることを明らかにしたら、軍に捕まってしまうからです。

私たちは、先ず、バトゥ・ブルスラット村に行きました。ここにはイマンさんの知り合い（公務員）がいて、その人に会いに行きました。私は、「アンダラス大学の学

生で屋敷地の調査にきました」と紹介されて、バトゥ・ブルスラット村に住み込むことになりました。その後、コト・トゥオ村に移り調査を行いました。

3 現地住民の暮らしとダム建設に対する意向

(1) 当時、住民の暮らしは、シンプルですが非常に豊かなものでした。「豊か」というのは、食べていくこと、子どもの教育、病気の治療、住居、水の確保などを全く心配することなく生活を送ることができたということです。

住民は、カンパル川沿いに先祖代々住んでいました。それぞれ2～4haの収穫可能なゴム園を所有していました。住民の大部分はこのゴム園の収益によって現金収入を得ていました。ゴムは1週に少なくとも2～3回の採取ができ、ゴム園から1回の採取で3万ルピア程の収入を得ることが出来たのです。そして、ゴム園のほかに、畑、水田、果樹園など様々な農地を所有していました。住民の大部分は陸稻を作っていました。自給できていました。果樹園には、ヤシ、ナンカ、マンゴー、ドリアンなどが栽培されていました。

ガンビル、ピナンなど輸出用の作物もありました。これらの収穫によって、自分たちが食べる食糧に加え、市場に出すことによって現金収入を得ることができました。土壌が豊かで、化学肥料など全く使わない有機農業で、環境に優しい農業でした。

住民は、朝から晩まであくせく働く必要もなく、とてもリラックスしてのんびり仕事をしても十分な収穫を得ることができました。タンパク質は、川の魚から得ることができました。まとまったお金が必要な時は、飼育していた水牛を売ることによって、多くの収入を得ることができました。

また、金銭的にも豊かなものでした。例えば、この地域には立派なモスクがありました。モスクの多くは、それぞれの地元の住民がお金を出し合って造るものですが、他の地域に比べてコトパンジャン地域のモスクは非常に大きく、きれいなものでした。

住民の多くは、それが蓄えたお金でメッカ巡礼に行くこともできました。何度もメッカに行っている住民もいたのです。

(2) 私は、ダム建設について、バトゥ・ブルスラット村、コト・トゥオ村の住民の他、ポンカイ村の住民からも話を聞くことが出来ました。

当時、P L N・地方政府は、ダム建設に向けて住民の財産目録、移転同意書を作成していました。補償基準についても一部の指導者を集めて合意を迫っていました。

この調査で解ったのは、多くの住民は出来るなら先祖代々の土地を離れたくないと願っていることでした。移転同意書の作成にあたっては、ごまかしや脅迫も行われていました。しかし、当時の状況の中で移転に反対することは困難でした。それは反逆罪的な行為になるからでした。

この時の住民の要望をまとめると以下のとおりです。

- ① 補償は協議の上、住民の了承を得なければならない。
- ② ウラヤット地は同じ面積の土地によって補償されなければならない。

- ③ 移転地では収穫可能なゴム園を世帯あたり 2 ha 与えられなければならない。
- ④ トランスマミグラシ(国内移住政策による移住者)と同じに扱われてはならない。
- ⑤ 移転地に決定に住民も参加出来なければならない。
- ⑥ 移転地では公共施設(とりわけモスク)は従来と同様のものが建てられなければならない。
- ⑦ 移転費用は、発電所側が負担しなければならない。

政府が示していた補償基準は不当に低いものでした。

例えば、ゴムの木については、一本あたり 2,000 ルピアとされていました。1 ha のゴム園にはおよそ 500 本のゴムの木が植えられています。1 ha のゴム園から 1 日約 10 kg の収穫があり、販売価格は当時 600 ~ 700 ルピアでした。ゴムは 1 年をとおして収穫出来るので、週 3 日の収穫として 1 年で約 94 万 ~ 110 万ルピアになります。それを 100 万ルピアで買うというのですから 1 年分の補償しかないことになります。

また、ヤシについては収穫のあるものは 1 本 4,000 ルピア、まだ収穫のないものは 1 本 1,500 ルピアとされていました。ヤシの実はあらゆる料理に利用されていました。当時、バトゥ・ブルスラット村の市場では 1 個のヤシの実が 400 ルピアでした。ヤシの木には約 30 個の実があり、順番に熟していきます。そのため毎月 1 ~ 2 本の枝をとり 6 ~ 10 個の実を収穫できます。したがって、補償金額は 1 ヶ月の収穫程度しかありません。

このような、補償基準について、住民は強い不満を持っていました。

私は、1991 年 4 月末から 5 月中旬にかけ、バトゥ・ブルスラット村、コト・トウオ村に住み込んで調査した後、一旦、パヤクンブに帰って、調査の結果を報告書にまとめました。これは、タラタック協会の名前で 1991 年 5 月に作成しました。

(3) その後、再度バトゥ・ブルスラット村に戻り、さらに何日間か調査をして、ジャカルタに帰りました。

ジャカルタで開催したスケピーの会議で、今後、住民の運動に協力することになりました。住民の運動との連携については、ジョグジャカルタ学生連絡フォーラムの人たちが経験があったので、ジョグジャカルタ学生連絡フォーラムの助けを借りることになりました。

1991 年 6 月から 7 月にかけ、ジョグジャカルタ学生連絡フォーラムのメンバーを加えて、コト・トウオ村に泊まり込みました。その目的は、現地住民のダム建設に反対する運動との連携をはかることでした。

コトパンジャンダム建設問題について、住民は、怒っていました。

私たちの会議に参加するのは男性だけでしたが、川で水浴びなどをしているときにあった女性達は、「移転させられるくらいなら沈んだほうがいい。」等と言っていました。

女性達は、「祖先から受け継いだタナ・ウラヤットはお金に代えられるものではない

いので、移転するくらいなら沈んだ方がよい。」「新しい移転地では水を手に入れることが難しいそうだが、子供たちの将来が不安だ。」等と言っており、ダム建設に反対していました。

また、移転に関する同意をとるプロセスに関して不満を述べる人も多くいました。一般の人たちは、当初、ダムが建設されるとのうわさ話を聞いていただけで、移転同意書を突きつけられたときに初めて本当にダムが建設されることを知ったのです。そして、同意書には、移転について「同意する」という回答しかなく、またサインをする際には補償に関しては何ら知らされていませんでした。このような同意書を役人は個々の家々を回って取り付けており、ダム建設に反対することは出来なかったのです。サインを拒もうとすると、非合法である「共産党員」とのレッテルを貼られたり、「ダムができてもあなたには補償金は一切払われない」と脅されたりしていました。もし、「いいえ」という回答をすることが出来たのであれば、住民は全員移転には同意しなかつたと思います。なかには、同意書に署名をしなかった人もいましたが、そのような人の同意書も本人の同意なく作成されていました。

(4) 補償金の額も住民との協議なしに一方的に決められました。補償基準は、PLTAと地方政府が住民代表を呼んでの会議で決められたことになっていますが、実際は、これは住民を代表したものではありませんでした。

ニニックママック（慣習法指導者）に対し、会合の直前になって、いきなり招待状が送られてきて、しかも、事前に何も議題の内容は聞かされていなかったそうで、会合での十分な話し合いなどできなかつたそうです。今日中に決めなければならぬといつて迫り、ニニックママックが、住民と話し合う機会も与えず、その会合だけで決められてしまったのです。

断食月あけのレバランというお祭りの2日前という落ち着いて話し合いなどできないような時期に、会合が開催されたこともあります。

移転同意書を突きつけられたとき、補償に関しては何も聞かされていなかった住民たちは、このようにして決められた補償基準についてものすごく怒りました。ニニックママックは、住民から尊敬される対象なのですが、住民は会合に参加したニニックママックを憎んでおり、このニニックママックは住民たちの前に姿を現すことはできないようになりました。

4 現地でのダム建設に反対する取組

(1) 以上のとおり、住民たちはダム建設に反対していました。そこで、私達はダム建設に反対する住民の運動に協力することにしました。しかし、現地には軍が常駐しており、公然と反対運動をすると弾圧を受ける危険がありました。私自身、住民との会合を行っていて、危ない目にあったこともあります。

例えば、1991年8月にモスクで現地住民と会議を開催したときのことです。このときは各村から併せて50人位の住民が集まりました。議題は、ジャカルタに派遣

する人を決めることでした。

会議中に見張りから軍が見回りにきたという連絡が入り、私と住民は即座に散って、逃げ出しました（乙B5号証、3頁）。会議に際しては、外に何人か見張りをたてるようについていたのです。私たちが逃げ出した後、そのモスクには2人くらい残ってコーランを読んでいるふりをしていたそうです。私は、川を小舟で渡って逃げ、住民にかくまつもらいました。軍は、住民の家々を回って、私のことを探していましたそうです。

(2) 1991年7月のコト・トゥオ村の住民声明書（乙B5号証14～15頁、17～18頁）採択の過程については、私達が会議を主催しました。

住民の間では、1991年当時、移転先の土地に関するうわさが流れていました。ポンカイ出身の人間に聞いたのですが、豊かな土地を手放すことについてものすごい後悔をしているとのことでした。つまり、今住んでいる土地は化学肥料を使う必要はなく豊かな土壤でしたが、移転先はそのような豊かな土壤ではなく、また、平らな土地ではなく開墾も出来ない状態といううわさが流れており、今住んでいる土地を手放し、移転同意書に署名してしまったことについて大変後悔していました。同意書に署名したとき移転地についての説明もなかったのです。

さらに「タナ・ウラヤットについてはどうなるんだ」と住民は心配していました。

タナ・ウラヤットとは、「高貴な土地・神聖な土地」という意味で、各氏族毎に先祖代々受け継がれている共有地で、その多くは農地や森林です。氏族毎にこのタナ・ウラヤットを中心に集落をつくっていました。この土地は原則として売買が禁止されています。万が一、売る場合は、大変厳しい条件があります。その条件は、先祖代々、詩として口述的に受け継がれてきています。タナ・ウラヤットはミナンカバウ民族の存在の基本でした。単なる生活居住区ではなく、神聖で代々受けつがれてきた文化・伝統でした。タナ・ウラヤットは、お金では買うことのできないものなのです。

(3) PLTA（水力発電所）側は、「クドゥン・オンボ・ダムと比べて人と土地との結びつきが薄いから、クドゥン・オンボ・ダムの様な問題は起こらないであろう。」と言っていました。「リアウ州にはミナンカバウがおらず、ミナンカバウがいるのは西スマトラだけであり、リアウ州にはタナウラヤットはない。」との認識を持っていたようです。

しかし、リアウ州にあるコト・トゥオ村のニニックママックは、「私たちをリアウの島嶼部の人たちと一緒にしないでくれ、確かに島嶼部の人たちミナンカバウではないが、私たちは同じリアウ州でも、社会的・文化的にみてミナンカバウ族だ、もし、移転されるとなると、現在のタナウラヤットと同様の内容の土地で代えられなければならない。それは、タナウラヤットはお金には代えられないからだ。私たちの村の周りは森林だが、このような森林も所有者がいる。実際に各氏族がタナウラヤットとして所有してるので。」と私たちとの会議で言っていました。また、女性達は「移転はできない。タナウラヤットを代えることはできない。」と言っていました。

タナ・ウラヤットは、焼き畑をし、利用が終わった後にはそれを何年間か休ませて、他の土地を焼き畑とするというかたちで利用されていました。

(4) 私は、1991年7月18日、コトトゥオ村の住民代表とともに、村の住民声明書を提出しダム建設反対を訴えるために、ジャカルタOECF事務所を訪れました。声明書の署名はどれだけ本名で書かれているか解りません。本名を書くと弾圧の虞があったためです。そのため、同書面には第7番目の項目として、署名者が誰であるか秘密を護るよう求めたのです。

OECFに行ったのは、コトパンジャン・ダムが、日本の資金によって建設されることから、日本からの資金提供がなければダムは建設されないと考えたからです。当時のインドネシアはスハルト政権下で、政府に対してこのような申し入れをしても、全く相手にされません。インドネシア政府よりも民主的な日本政府に期待をかけたのです。

コト・トゥオ村のムアスさんやスケピーのヒラさん、タラタク協会のロニーさんなどと一緒にきました。このときは、目立つとまずいので少人数で行きました。

OECFからは、景山俊郎所長が出てきて応接室に通されました。私たちは、景山さんにコト・トゥオ村の声明書の内容を説明しました。景山さんは「わかりました。考え方させて頂きます」と答えました。このとき、私は、「本当に住民の声を聞いてくれるのか、あるいはスハルト政権と結託して仕事を進めていくのか、どちらだろう」と思いました。

OECFに行った後、私たちは日本大使館も訪れました。アポイントメントは事前に取っていたはずですが、面会を拒絶されました。

このとき、私は、「日本政府もスハルトと一緒に」かと思い、大変腹が立ちました。

(5) そして、私たちは現地に戻って、住民たちとさらに話し合い、「コトパンジャン連帯行動委員会」を立ち上げました。1991年6月以降、コト・トゥオ村以外の村の組織化も進め、同年7月、ディガプラス・コト・カンパル郡8ヶ村（グヌン・ブンス村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村、ポンカイ村、バトゥ・ブルスラット村、タシジュン・アライ村、ムアラ・マハット村、プロウ・ガダン村）の代表を集め住民総意声明書（乙B5号証16頁、22頁）を作成しました。これに、住民の署名を集め、その署名は約700名に達しました。

このように8ヶ村の住民署名を集めることができました。しかし、私たちは、プロウ・ガダン村だけには入れませんでした。プロウ・ガダン村では、1991年の始めにダム建設に関し政府に抗議するデモが行われて、これに対し軍の弾圧があり、軍の警戒が強くて入れる状態ではなかったのです。

(6) 前述したジャカルタのOECF事務所訪問が関係していると思いますが、その後、現地で軍による監視活動が活発化しました。目立たないように少人数で行ったにもかかわらずこのような事態になったのは、おそらくは、OECF事務所から現地に駐留する軍に伝わったのではないかと思います。前述の1991年8月にコト・トゥオ村

のモスクでの会議を軍によりつぶされたのも軍の監視活動が活発化したその一つの例です。

当時、軍には管轄地域を有する軍と、地域に関わりなく行動する軍とがありました。インドネシアでは軍と行政組織は一体となっており、管轄地域を有する軍として、県の軍がバンキナンに駐留し、郡の軍がバトゥ・ブルスラットに駐留していました。そして、プロウ・ガダンには地域に関わりなく行動する軍が100人単位で駐留していました。後者の軍は、当時スマトラ北部のアチェでも軍事行動を展開していたので、実践経験に富んでおり最も恐れられていました。

(7) 1991年9月3日、私達は、住民代表とともに再びジャカルタに行きました。同日、日本大使館に行きましたが、面会を拒絶されました。しかし、翌9月4日には面会が実現しました。

このときは、私たちは「コトパンジャン連帶行動委員会」として面会をしました。メンバーは、現地住民5人（アジム氏、ムアス氏、ジャマリス氏、エム・シャリフ氏、シブル氏）とNGO3人（私、ロニー氏、ユリ・エコ・ヌグロホ氏）です。日本大使館側は、佐野氏が対応をしました。

私たちは、佐野氏に対して「住民の移転同意は強制されたもので、住民は恐怖のあまり仕方なく同意してしまった。補償金については住民に対して公式な説明がなされていない。そもそも補償基準について住民は何ら知らされず、住民は同意していない。財産目録についてもいいかげんなものである。」等と訴えました。

私たちのメンバーの一人である学生であるユリ・エコ・ヌグロホ氏は、「こんな援助いらない。」と言いました。私たちは、このように佐野氏に対してコトパンジャンダム建設の問題を訴えたのですが、その最中、インドネシアの軍人や私服警察官らが数人が同席し、私たちの話をメモにとったりする等、私たちの言動を監視していました。また、日本大使館に入るとき、インドネシア軍人により写真を撮られました。このように、インドネシア軍人や私服警察官が同席していたので、私たちは、正直言って怖かったのですが、勇気を出して、コトパンジャンダムの問題を佐野氏に訴えたのです。

これに対して、佐野氏は、あまり話をしませんでした。佐野氏は、大変驚いた様子でしたが、「それはインドネシアの側の問題でしょう」と言って、この問題には関わりたくない様子でした。

(8) 私たちは、OECFも訪問し、OECFでは景山所長が対応しました。私たちは、景山所長に対して、日本大使館の佐野氏に訴えたことと同様のことを訴えたのですが、景山所長は「考えさせて頂きます。」、「こういった問題はインドネシアの問題でしょう。あなた達で解決しなさい。」というだけでした。

(9) そして、私たちは国会にも行きましたが、軍や警察の警備がものすごく、私たちは本名を名乗れませんでした。インドネシア政府はまともに対応はしてくれいないと思っていますが、住民の声をきちんとインドネシア政府も聞くべきだし、住民の声が聞

き入れられなければクドゥン・オンボ・ダムよりももっとひどい結果になると思い、私たちは国会も訪問したのです。

その当時、インドネシア国内には主に3つの政党（ゴルカル、インドネシア民主党、開発統一党）がありましたか、開発統一党の議員ハルン・アミン氏（HARUN A MIN）、イマム・クルメン氏（IMAM KHURMEN）、アンディ・チェラ氏（ANDI CELLAH）に会うことができました。

議員は一応「あなた達のことは聞いておきましょう。」と答えましたが、スハルトの政党であるゴルカルが非常に大きな勢力を持っていますし、400議席のうち100議席ほどは軍が押さえているので、たいした期待できませんでした。

(10) その後、1991年9月6日、当時のルディニ内相は、軍の新聞「ANGKATA N BERSENJATA」誌上に、村民代表のジャカルタ訪問について、身元や背後関係を調査することを示唆したことが報道されました。私達は、このことを知つて私たちの身に軍から危害が加えられるのではないかと思い、大変怖い思いをしました。

5 来日時の状況について

(1) 1991年9月7日、私は、住民代表とともにコトパンジャンダム建設の問題性を訴えるために、日本を訪れました。前述のとおり、私たちはインドネシアの国会に行きましたが、インドネシアの政治状況からして国會議員はあまり當てにすることは出来ませんし、インドネシアにあるOECFの事務所や日本大使館も、インドネシア政府寄りの立場だったので、そうであるならば、直接日本に訪れて、関係諸機関に対してコトパンジャンダム建設問題を訴えようと思ったのです。私は、この訪日に先立つてスケピーの報告書をまとめタラタック協会の報告書とともに日本にもっていきました。日本での私の活動の概要は以下のとおりです。

9月 9日：記者会見を行う。

9月 10日：愛知和男衆議院議員、小杉隆衆議院議員、矢田部理参議院議員、千葉景子参議院議員を訪問した後、OECFと会談を行う。

9月 11日：林義郎衆議院議員を訪問する。

9月 12日：堂本暁子参議院議員と懇談し、大蔵省国際金融局開発金融課を訪問する。

9月 13日：通産省経済協力調整室を訪れた後、外務省経済協力有償資金協力課と会談し、住民総意声明書と約700名の署名簿を提出し、その後、経済企画庁経済協力第1課を訪問する。船橋市で行われた国際シンポジウムに出席する。

9月 14日：横浜市で行われた国際シンポジウムに出席する。

9月 17日：JICAと話し合いを行い、東電設計を訪問する。

9月 19日：4省庁とOECFと会談を行う。

(2) 私は、日本でコトパンジャンダム建設問題を必死になって訴えました。特に、住

民が強制され、脅迫され、騙されて移転や補償基準に同意してしまったこと、住民の生活がダム建設により破壊されてしまうこと、補償基準がいかに不十分なこと、このダム建設計画をこれ以上進めないで欲しいことを強調いたしました。

これに対して、日本の役人たちの対応は、きわめて不誠実で、おおむね「インドネシア国内の問題でしょう。」というものでした。

私たちは、「実際の資金は日本の税金から資金が出るのですから、この資金がなければダムは出来ないはずです。また住民が苦しい生活を送ることもありません。このことは資金を出す日本側にとっても大きな問題です。なぜ、インドネシア国内だけの問題なのですか。」と問い合わせ、さらに、インドネシアの当時の政治状況を説明し、政府がいかに住民を脅かしているのかを強調し、移転や補償基準の同意がいかに強制されたものであるかを訴えました。

しかしながら、日本の役人たちは、上記のような態度を変えませんでした。さらにJICAの対応も同じようなものでした。

6 帰国後の状況

(1) 私は、インドネシアに帰国した後、第二次円借款の交換公文が締結されたことを聞きましたが、そのときは、大変腹が立ちました。あれほど日本政府などにコトパンジャンダム建設の問題性を訴えたのですが、それが全く無視された形になってしまい、茫然自失しました。

インドネシアは軍事政権ですが、民主国家である日本の政府がこんなことをやるのか、これではスハルト政権よりも問題があると思いました。仮に日本政府が私たちが訴えたことを直ちに信用できないとしても、最低限、私たちが訴えたことを現地で調査し、円借款をストップすることはできたはずです。日本政府が、何もせずに第二次円借款を締結したことに大変ショックを受けました。

(2) インドネシアに帰国する際、私は、インドネシアで軍につかまってしまう危険性があると感じていました。そのため、日本の国会議員にインドネシアに帰国しても不当に身柄を拘束されることのないように働きかけてもらいました。そのため、インドネシア政府も事が大きくなることをおそれたからだと思いますが、私は、帰国しても軍につかまるることはませんでした。

しかし、1991年9月10日、エム・シャリフ氏が軍から尋問を受けたりしたことや、9月11日イマン氏に対する取り調べがあったことはインドネシア帰国後に聞きました。また、バトゥブルスラット村の住民が軍から脅迫を受けたことも聞きました。

ですから、私に対する弾圧の可能性はあったので、コトパンジャン地域には戻ることはできませんでした。私と同様にコトパンジャンダム建設問題に関わっていたアニス氏も弾圧の可能性があったので、コトパンジャンには戻ることはできず、パヤクンブにある妻の実家に身を潜めていました。

第4 自然環境の問題

P L T A (水力発電所) 側は、コトパンジャン地域に27頭のゾウが棲息しているとしていましたが、私が現地に入って、住民から聞き取ったところ、コトパンジャン地域にはいくつかのゾウの群があり、合計で60頭ほどゾウが生息していたことが解りました。

1991年1月にP L Nの行った調査は、広大な地域を10日間という短期間で行われたものにすぎず、そのいくつかのゾウの群の一を把握したに過ぎません。ゾウのほかにも、スマトラトラ、バク、サン・ベアー(マレー熊)、手長サル、サイなど保護されるべき稀少生物が棲息していますが、このような動物たちは森林にしか生息できない種ですが、これに対する配慮は何らなされませんでした。

第5 最後に

私は、ジャカルタの日本大使館やO E C Fの事務所を訪れ、コトパンジャンダムの問題性を訴えました。また、日本にまで来て、関係諸機関を訪問し、コトパンジャンダムの問題性を訴えました。それにも関わらず、何ら改善はされませんでした。また、いまだに、日本政府などはコトパンジャンダムの問題をインドネシア国内だけの問題としかみることができないようですが、インドネシアの政治状況やコトパンジャンダムの問題性については、日本政府などは十分に知り得たはずです。日本政府などは、コトパンジャン地域の住民の運命をまさに握っていたのです。

日本の裁判所におかれでは、是非とも、コトパンジャンダムの問題性を直視し、一日も早く現地住民を救っていただきたいと強く希望しています。

以上